

全 員 協 議 会 資 料

平 成 3 0 年 1 2 月 4 日

立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の無電
柱化について

街路事業の概要

1 事業予定箇所



2 街路事業について

立川都市計画道路3・4・17号桜街道線(以下「桜街道線」という。)は、市間相互の交通を分担する幹線道路であり、市の骨格を形成する道路となっています。

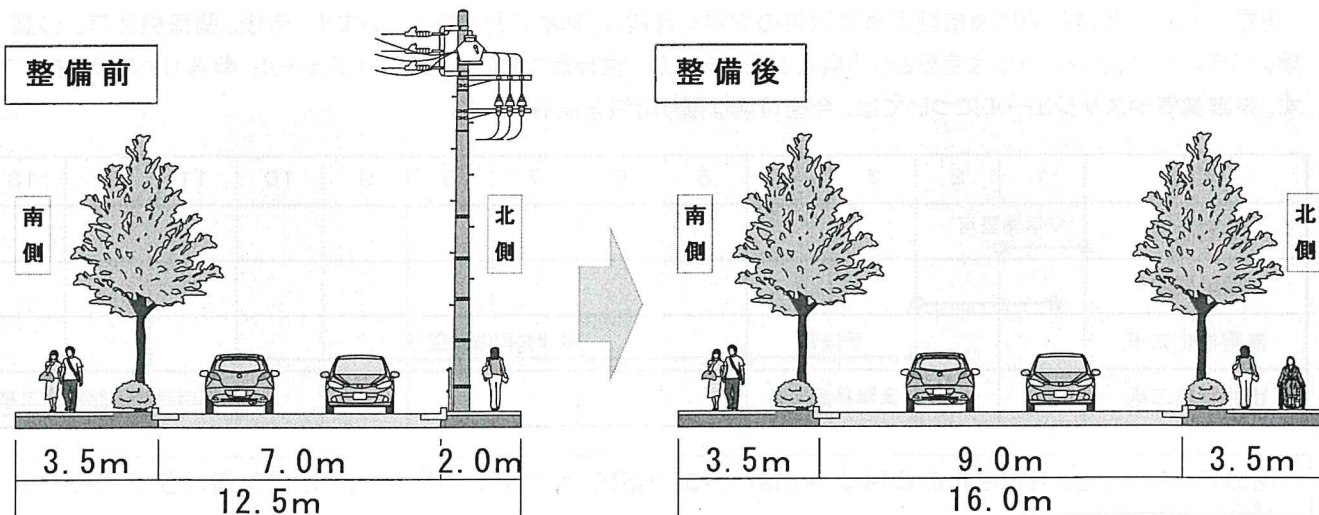
事業予定区間は、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)において優先整備路線に位置づけられており、沿道には、公共施設や大型商業施設、集合住宅等が立地し、自動車だけでなく、自転車や歩行者の往来が多くなっています。

このため、自動車交通の円滑化、安全な歩行空間の確保、さらには広域避難場所につながる避難路や延焼防止などの機能の向上を図るため、早期の事業化に向けて準備を進めています。

3 事業概要

都市計画決定	昭和36年10月5日
区間	東大和市南街五丁目から桜が丘二丁目まで
延長	約 570 m(事業認可取得の際、変更となる場合があります。)
幅員	16 m
車線数	2車線

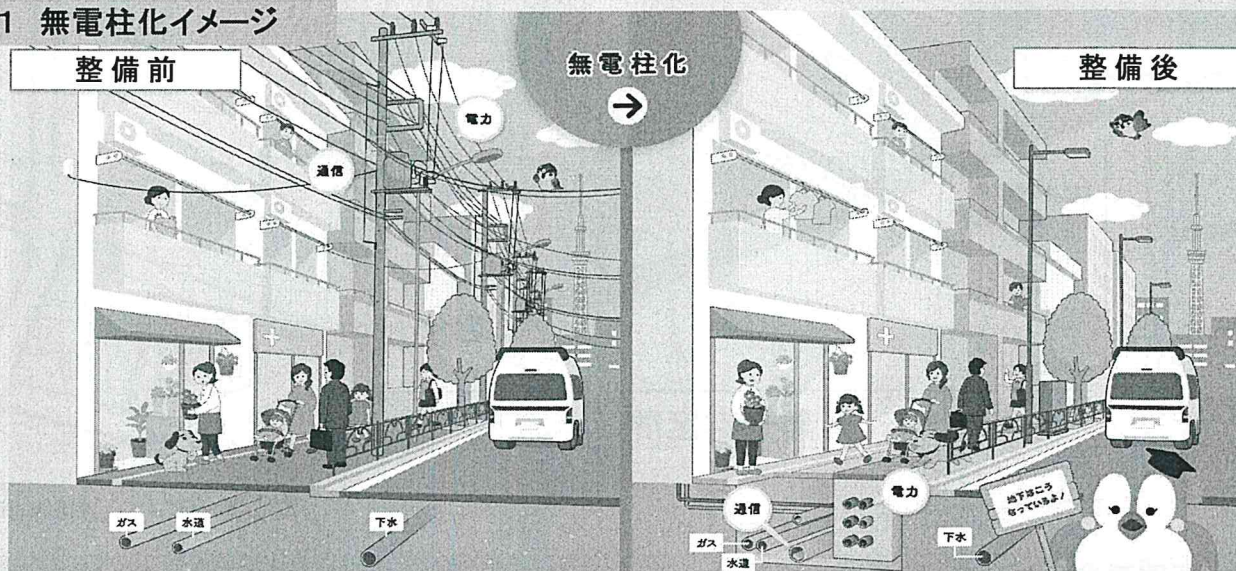
4 街路整備イメージ



※関係機関等との協議により変更となる場合がございます。

無電柱化の概要

1 無電柱化イメージ



無電柱化の効果

出典：東京都無電柱化パンフレットより

- (1) 都市防災機能の強化
- (2) 安全で快適な歩行空間の確保
- (3) 良好な都市景観の創出

電柱倒壊による道路閉塞防止、電線類の被災軽減
電柱をなくし、歩行空間の確保
視線をさえぎる電柱等のない景観の創出

2 無電柱化について

平成28年に制定された無電柱化の推進に関する法律には、無電柱化の推進に関する地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが規定されています。

東京都においては、平成29年に制定した東京都無電柱化推進条例に基づき、東京都無電柱化計画を策定し、都道における都市計画道路の新設や拡幅の際の無電柱化を積極的に推進しています。

当市においても、桜街道線の事業予定区間において、無電柱化の実施に向けて準備を進めています。

概算事業費及びスケジュール(参考)

1 概算事業費

無電柱化を含む街路事業については、整備費9億円程度(うち無電柱化分3億円程度)を想定しています。

2 スケジュール(参考)

現在、平成31年度初めに都市計画事業認可の取得を目指し、基本設計を行っています。今後、関係機関等との調整を行う中で、スケジュールは変更となる場合がありますが、現時点で想定されるスケジュール(参考)は次のとおりです。※事業費やスケジュールについては、今後可能な限り縮減を検討します。

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
実施設計	▽事業認可												
用地買収													
無電柱化工事			手続き			電線共同溝設置等							
街路事業工事			支障移設工事								都市計画道路本体工事		

- ・国の資料によると、無電柱化の費用は1kmあたり5.3億円(土木費3.5億円/km、電気通信整備工事1.8億円/km)。
- ・東京都の資料によると、道路延長約400mの無電柱化を実施するための期間は約7年。